

岩内町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条の規定に基づき、国及び北海道が策定する「まち・ひと・しごと総合戦略」を勘案して岩内町が策定するまち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定について調査・検討するため、岩内町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 総合戦略策定に係る検討に関すること。
- (2) 総合戦略に掲げた施策・事業に係る効果検証に関すること。
- (3) 前各号に定めるもののほか、地方創生の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各関係機関の職員
- (3) 関係諸団体の職員
- (4) 地方創生の取組に関心のある地域住民
- (5) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、総合戦略の策定及びその実施に係る期間とする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により選任し、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ委員長に代理の者の氏名等を報告することにより、

その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

5 会議は、原則として公開する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部企画財政課地域創生係において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。